

議会だより



第三五八回定例市議会は、十二月一日に開会され、継続議案二件を含む理事者提出の議案二十四件と議員提出の市会案二件を審議しました。

初日は、会期を十七日までの十七日間と定めた後、九月定例会より継続審査となっていた平成十九年度決算認定議案二件について、決算特別委員長から審査結果が報告され、いずれも報告のとおり認定されました。

その後、二十年度の一般会計補正予算案をはじめ二十二議案の上程・提案理由説明がされました。

八日から一般質問が行われ、松田信子（新国会）、谷口治衛（創造みらい）、高岡和行（清新会）、浦井智治（日本共産党）の四議員が、

また九日には、前田政美（新国会）、宮澤秀樹（清新会）、石塚淳子（創造みらい）、藤堂勝義（公明党）の四議員が、それぞれ質問に立ちました。

質問終結後、市会案一件が上程・採決され、意見書を政府関係機関等に送付することが可決されました。最後に、二十二議案は所管の各常任委員会に付託されました。

最終日の十七日には、各常任委員長報告の後、議案等の採決が行われ、二十二議案はいずれも原案のとおり可決されました。

引き続き、市会案一件が上程・採決され、別掲のとおり決議が可決されました。最後に、特別委員長の報告が行われた後、閉会しました。皆さんから提出された陳情の審議結果は、別掲のとおりです。

市政をきく 一般質問から

○農林^{がく}樂舎について

・農林樂舎の一般財団法人化

問 本年度中に財団法人として立ち上げることだが、市民の理解はどのように得ていくのか。また設立への準備経過を聞きたい。

答 越前おおの農林樂舎は、平成十九年三月に改訂した「越前おおの型食・農業・農村ビジョン」の中で、越前おおの型農業確立の推進役、農家の下支え役として位置付けられ、その設立の検討が示唆された。このため、昨年度、庁内若手職員で構成するプロジェクトチームで検討した内容を「越前おおの型農業推進委員会」に提案し、具体的な役割や業務内容について、さまざまな角度から議論していただ

いた。

本年度に入り、設立に向けての条件整備や当面する事業等について、関係機関とも協議しながら庁内で検討を重ねた結果、当初、公益法人として設立を予定していたが、より柔軟な事業の展開を可能にするため、二十年十二月に施行された一般社団法人及び一般財団法人に関する法律による新たな公益的法人制度の下で「一般財団法人」として設立することとした。

現在、事業のすみ分けや連携の在り方について、JAをはじめ森林組合、商工会議所、奥越農林総合事務所など関係機関と協議を行っているほか、県農林水産部にも事業内容を説明し、協力を依頼したところである。

また農林樂舎の組織や実施事業等について、十二月中に開催予定の越前おおの型農業推進委員会においても説明し、意見を得たいと考えている。

本市の農林業を守り育てていくためには、市民の理解と協力が不可欠であり、農林樂舎設立後は、パンフレットやホームページなどを活用しながら、農林



業者や農林業団体をはじめ市民に対し、農林樂舎とその事業内容を紹介し、市民の積極的な活用を促していきたい。

・本市独自の地域農業支援

問 地域農業支援について、本市独自の考え方を聞きたい。

答 本年度から県の補助を受け、大野市地域農業サポートセンターを農林振興課内に設置している。当センターでは、地域マネージャーを配置し、農作業を代行するアグリサポーターの組織化を進めるとともに、山間地や市街地近郊地域など、集積困難な農地における農作業の受委託の斡旋、起農等の支援を行っている

今後、このセンター事業を農林樂舎の事業とすることで、特産振興や都市部との交流事業と連携させた小規模ビジネスや起業など、本市独自の支援が生まれるものと考えている。

・エコ・グリーンツーリズムの推進

問 エコ・グリーンツーリズムを今後どのように推進していくのか。

答 現在、産業政策課で実施しているエコ・グリーンツーリズム推進事業をより充実・拡大していくため、農林樂舎が情報発信を行いながら総合的な窓口になるとともに、指導者等の育成や魅力的な体験プログラムの開

発などを関係団体と連携しながら積極的に行う。

・市民を巻き込んだ「越前おおの型農業」の構築

問 越前おおの型農業を構築するためには、市民も巻き込み幅広い議論をすべきではないか。

答 農業や農村を取り巻く情勢が非常に厳しくなってきた一方、食の安全・安心や環境保全、都市住民が農業・農村に求める癒し効果など、農業・農村に対する社会的ニーズが多様化している。こうした新しい社会的ニーズや農業政策を取り巻く情勢の変化に的確に対応するとともに、本市の特色ある農産物を広く内外にアピールするため、越前おおの型食・農業・農村ビジョンにおいて、本市の豊かな自然環境などの特性を最大限に生かし、有機農業など環境に調和した農業の推進と、それによる付加価値の向上により、本市の農業・農村全体を越前おおのブランドとして確立することとしている。

このビジョンにおいては①環境に調和した農業の推進②農産

物の総ブランド化の推進③魅力ある「大野の食」の提供④多様な担い手の確保と育成⑤快適な農村形成と都市との交流―の五つを基本方針としており、関連事業を関係機関・団体と連携しながら実施している。

今後とも越前おおの型農業推進委員会をはじめ、産地づくり協議会や認定農業者協議会、担い手育成総合支援協議会等において、関連施策について議論を深めるとともに、効果的な事業展開に努めたい。

また農業・農村が市民の共有財産であるという認識を深め、越前おおの型農業を確立していくため、市民に対しても、本市の農業の現状や取り組み等を幅広く紹介し、理解と協力を得ていきたい。

審議日程

- 1日 本会議（会期の決定、決算特別委員長報告・討論・採決、議案上程・提案理由説明）
- 2日～7日 休会
- 8日 本会議（一般質問）
- 9日 本会議（一般質問、市会案上程・質疑・討論・採決、各案件委員会付託）
- 10日 産経建設常任委員会
- 11日 民生環境常任委員会
- 12日 総務文教常任委員会
- 13日～14日 休会
- 15日 議会等改革特別委員会、中部縦貫自動車道・国道158号整備促進特別委員会
- 16日 休会
- 17日 本会議（各委員長報告・討論・採決、市会案上程・討論・採決、特別委員長報告）

○大野市教育理念について

問 「大野市教育理念」を策定中であるが、現時点のスポーツ・文化・芸術・音楽等における独自事業と市民への支援はどのようなになっているのか。

答 大野市教育理念は、平成二十年度新規事業として教育委員会をあげて取り組んでおり、広く各団体から委員を選出いただいた「大野市教育理念策定委員会」において、市民アンケートを実施しながら五回にわたって検討を重ねてきた。十一月の策定委員会において最終案が取りまとめられたので、これを同月の定例教育委員会に報告したところである。

今後、教育委員会としてさらなる検討を重ね、二十一年二月初ころには「大野市教育理念」としてまとめたい。

市民への支援については、これまで学校教育以外においても、人づくりにつながる独自の事業を社会教育・文化振興・スポーツ振興の各分野で実施している。

一例として、社会教育分野では、十九年度から地域を特色付け地域の個性を伸ばす事業を行う団体に対し、最長三年間活動

を助成する「ふるりの個性を伸ばす事業」を実施している。

文化振興の分野では、芸術や創作活動に接する機会を多くの市民に提供しており、教育委員会が主催する事業のほか、市民が自主的に行う文化公演事業に対する助成も行っている。また文化団体、個人の全国大会出場への補助も行っている。

スポーツ振興分野では、各種全国大会出場チーム・個人への助成のほか、本年度から市で開催される交流大会に補助を行う「大野市スポーツ交流大会開催事業」を実施している。またスポーツ少年団やジュニアクラブに対しても、育成補助や活動促進補助を行っている。

現在策定中の教育理念は、具体的な事業の内容にまで言及するものではないので、理念策定後は、その理念を今後の教育行政のバックボーンと位置付け、人づくりのための諸事業をさらに展開していきたい。

○食育について

問 市食育推進計画で目指している「食守」という基本理念は市民に浸透しているか。

答 本市の食育については、平成十九年に策定した「越前お

の食育推進計画」の中で「食守」を本市独自の基本理念とし「みんなで食守！笑顔でいただきます」運動を進めている。

具体的に取り組みとしては、二十年一月に作成した食育推進ロゴマークを、ごみ収集カレンダーやそばまつりなど各種イベントのポスターに掲載し、食守の市民への浸透に取り組んでいる。

併せて、食育活動を応援していただく市内の生鮮食品店等でもロゴマークが掲示されており、地場野菜や地元の特産食材を使った商品の紹介なども行われ、地産地消の意識の高揚が図られている。

議案の審議結果 12月定例会

議案番号	件名	結果	議案番号	件名	結果
63	平成19年度大野市歳入歳出決算認定について	認定	80	大野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案	原案可決
64	平成19年度大野市水道事業会計の決算認定について	認定	81	バス運行事業に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決
68	平成20年度大野市一般会計補正予算(第3号)案	原案可決	82	大野市水道給水条例の一部を改正する条例案	原案可決
69	平成20年度大野市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)案	原案可決	83	指定管理者の指定について	原案可決
70	平成20年度大野市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)案	原案可決	84	指定管理者の指定について	原案可決
71	平成20年度大野市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)案	原案可決	85	指定管理者の指定について	原案可決
72	平成20年度大野市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)案	原案可決	86	指定管理者の指定について	原案可決
73	平成20年度大野市下水道事業特別会計補正予算(第2号)案	原案可決	87	指定管理者の指定について	原案可決
74	平成20年度大野市水道事業会計補正予算(第1号)案	原案可決	88	字の区域の変更について	原案可決
75	大野市住民基本台帳カードの利用に関する条例案	原案可決	89	財産の取得について	原案可決
76	公益法人等への大野市職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例案	原案可決	市会案番号	件名	結果
77	大野市税賦課徴収条例及び大野市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例案	原案可決	8	道路整備に必要な財源の確保に関する意見書	原案可決
78	大野市手数料条例の一部を改正する条例案	原案可決	9	公の施設の指定管理者の指定に関する決議	原案可決
79	大野市立学校設置条例の一部を改正する条例案	原案可決	※ 議案第63号・第64号は12月1日、市会案第8号は12月9日、それ以外の議案・市会案は12月17日にそれぞれ議決		

○姉妹都市との交流について

・姉妹都市交流の意義

問 姉妹都市との交流は、どのような意義があるか。

答 姉妹都市には、藩主土井家の縁による茨城県古河市がある。また友好市町としては、北海道新ひだか町・岩手県葛巻町・新潟県糸魚川市・兵庫県南あわじ市がある。さらに旧和泉村が交流を行っていた愛知県岩倉市との間においても、緩やかな交流を今後も続けていく友好交流の合意を行ったことにより、現在六自治体と相互交流の約束を交わしている。

現在、本市では交流人口の拡大を目指して数々の取り組みを進めている。そのような観点からも、歴史的に縁のある自治体との間で、相互の繁栄を目指して産業、教育、文化等の親交を深める盟約を結び、物的・人的交流を進める糸口として、交流を継続発展させていくことには大いに意味がある。

実際にそれぞれの自治体とは、スポーツ交流や学校単位での子供の交流、また市民団体等による民間レベルの交流などを継続的にを行っている。また越前おの産業フェアや三大朝市物産ま

つり、九頭竜紅葉まつりなどに
 出店していただいております、本市
 からも古河よかんべまつりや岩
 倉市民ふれ愛まつりなどに出席
 している。

このような地道な交流を継続的に進めることにより、さらなる交流の輪が広まっていくものと考えている。

また古河市・岩倉市とは、災害時における相互応援協定も結んでいるので、豪雨や地震等の自然災害が多発している今日の状況をかながみても大変心強いことであり、これも姉妹都市等との交流を行っているメリットの一つであると考えている。

・姉妹都市交流の新たな施策

問 今後の姉妹都市交流事業について、新しい施策はあるか。

答 どの自治体においても、平成の市町村合併により、従来の姉妹都市等の絆は希薄になってきているため、行政においてすぐに新しい施策を考えるのではなく、市民団体等による民間レベルの交流を主体に絆を深めていくことが非常に大切である。

そのようなことから、これまでは姉妹都市等へ出掛ける団体に對して助成を行ってきた姉妹都市等との交流事業補助金を、本年度からは、本市の団体が姉妹都市等からの訪問者を受け入れる場合にも補助金を交付することができるよう要綱の改正

を行った。

これは各団体が本市を訪れる方々を受け入れやすくすることにより、多くの市民が交流の機会を得ることができ、姉妹都市等に対する認識を深め、さらには、まちなかの賑わいの一助とするためである。

○福井社会保険病院の存続について

・公的な医療機関として存続する意義

問 福井社会保険病院が公的な医療機関として存続する意義についてどう考えるのか。

答 一連の社会保険庁改革に伴い、全国五十三の社会保険病院と十の厚生年金病院および併設の施設が、平成二十年十月一日に国から独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）へ出資・移管され、これにより福井社会保険病院と付帯する介護老人保健施設もRFOに引き継がれた。

しかし、RFOは二十二年九月の解散が決定しており、それまでに新たな経営主体を決定する必要がある。

県保健医療計画の中で、公的病院等は「救急医療・災害時医療・へき地医療・周産期医療および小児医療の政策的医療分野

や高度医療・地域医療との連携

・がん診療および臨床研修等に関して、中心的な役割を担う病院」と位置付けられており、奥越医療圏においては福井社会保険病院がその役割を担う病院と

はつきり示されている。このように奥越地域の中核的病院として位置付けられている同病院は、公的病院としてぜひとも存続すべきであると考えている。

・国・県の動向

問 社会保険病院の公的病院としての存続を求める運動が全国各地で高まる中、現在の県や国の動向はどうか。

答 二十年四月の与党社会保障政策会議の合意事項では「地域医療の確保を図る見地から、個別の病院または病院群として安定的な経営を図ることを基本的に適切な譲渡先を検討し、その確保を図る」としており、RFOは病院の存続を第一に考えた方向性を示すものと期待する。

県は二十年三月に、社会保険庁に対し、社会保険病院存続の要望書を提出している。

・勝山市との連携

問 今後、勝山市とどのように連携をとっていくのか。

答 本市の対応としては、同病院の存続のために県市長会を通じて国に要望するとともに、議会にお願ひし、県市議会議長会

からも同様の趣旨の要望を国へ提出いただいた。

ただ同病院は、県の第五次保健医療計画において奥越医療圏の中核病院として位置付けられており、県が主導的立場で存続のための活動を行っていたことが第一である。こうしたことから、事務レベルでの要望をはじめ、県への主要要望書提出の際や知事との懇談等の機会を通じ、県に対してリーダーシップの発揮を求めている。県の方針として存続することは困難であるとされており、市民を巻き込んでの存続活動といった方法も考慮しながら、県への働き掛けを強化していきたい。

またこうした活動については、当然勝山市とともに行っていく必要があると考える。事務レベルでは常に情報交換を行っており、今後連携を図りながら、存続活動に努めたい。

陳情の処理結果			
番号	件名	提出者	結果
1 (継続分)	下山地区の土地未登記問題に関する陳情書	下山区長 嶋 光義 外1名	継続審査

※ 12月17日に議決

○越前おおのブランド セールス事業について

・本年度の具体的な活動

問 本年度のブランドセールス事業の活動状況を聞きたい。

答 主なものとして、東京都板橋区ハッピーロード大山商店街の「とれたて村」への参加、越前おおの魅力紹介DVDの制作、関西圏・中京圏での新聞折り込みチラシや情報誌を活用した本市特産品のプレゼント企画の実施など、新たな取り組みを展開するとともに、麻布十番納涼まつり、みなと区民まつりをはじめとする首都圏・関西圏での出向宣伝なども継続して実施している。

五月に、上庄中学校生徒が修学旅行の機会を利用し、大山商店街などにおいて、手作りポスターやパンフレット、さらには里芋の試食などで、本市のPRを行ったことにより、八月には、板橋区にある東京家政大学の学生が本市を訪れ、同中学校生徒と本市の食材・特産品を生かした料理教室や意見交換会を開催するなど、行政による取り組みが市民の活動の輪にも広がっている。

このような大山商店街を中心とした活動は、首都圏への新た

な情報発信拠点の発掘、都市との交流の契機となったと評価している。

・越前おおのブランド大使の活動と成果

問 ブランド大使委嘱以降、どのような活動をしていただき、どのような成果があったのか。

答 越前おおのブランド大使は、本市の広告塔として、本市の優れた魅力を全国に広くPRし、知名度アップ・イメージアップを図ることを目的に、本市出身または本市ゆかりの著名人四名の方々に委嘱し、年間を通じて活動をしていたできたいと考えている。

これまでの活動としては、七月に開催された「森と湖に親しむつどい2008 九頭竜湖・麻那姫湖サマーフェスタ」において、清水國明氏にネイチャートークショーに出演いただいた。十月には、みなと区民まつりにおいて、湊川忠晃氏に本市のブースで、出展者との交流、特産品販売や観光PRを応援していただいた。

このほか、現在制作を進めている越前おおの魅力紹介DVDの中で、大使から応援メッセージをいただくこととしており、十一月には養老孟司氏の収録を終え、ほかの方々とも収録の準備を進めているところである。

これまでの成果としては、平

成二十年三月の越前おおのブランド大使の委嘱がマスコミ報道に取り上げられるとともに、ホームページ上に掲載することで、越前おおのブランドの推進の取り組みが全国に発信され、知名度アップ・イメージアップにつながったと考えている。

・越前おおのサポーター倶楽部の活動と成果

問 サポーター倶楽部には、現在、何人が登録されているのか。サポーターにはどのような活動をしていたでき、どのような成果があったのか。

答 越前おおのサポーター倶楽部は、本市の応援団として、本市の優れた魅力を全国に広くPRし、特産品の販路拡大、観光PR、企業誘致等を推進することを目的に、本市出身、本市ゆかりの方々などをサポーターとして登録するものである。

募集方法については、三月の市内高校の卒業生、市主催の各種イベント等の来場者、東京・関西・中京大野会会員へのチラシの配布、市職員の知人への呼び掛け、新聞紙上、市ホームページでの広報などである。

サポーターの登録者数は、現在、十一都道府県の二十七名を含む四十名となっている。今後は、情報提供の内容を充実するなどして活動を活性化し、またあらゆる機会を通じて登録者数

の増を目指したい。

これまでの活動としては、サポーターに、市のさまざまな情報をそれぞれの居住地を中心に広めていただくとともに、市への情報提供もお願いしながら、双方の情報発信の確立を目指してきた。

これらの成果としては、例えば、首都圏在住のサポーターから特産品の販路開拓の情報提供があり、現在、関係者で協議を進めていることがある。

○小中学生の携帯電話 所有について

問 市内の小中学生はどれほど携帯電話を所有しているのか。また携帯電話使用の弊害とその対応策を聞きたい。

答 平成二十年四月に実施された全国学力・学習状況調査の結果によると、本市では、小学六年生の携帯電話所有率は一二・二割、中学三年生は三五・八割となっている。全国や県に比べ、所有率は低い結果になっているが、数年前に比べると市内児童生徒の所有率も高くなっている

と推測している。

現在、市内の全小中学校は、校内への携帯電話の持ち込みを禁止しているが、携帯電話の使用の弊害として、有害情報の氾

濫、金銭感覚の麻痺、基本的な生活習慣の乱れなどが危惧されている。

全国でインターネットや携帯電話に起因する痛ましい事件が起きていることに対し、市教育委員会、各小中学校としてもよそ事とはとらえず、さまざまな対策をとっている。

まず現状を教員が知る必要があるため、ネットトラブルに関する教員研修の参加や情報の共有を行っている。さらに中学校では、生徒との面談やコンピュータの定期検索を行い、トラブルの未然防止に当たっている。児童生徒に対しては、情報社会に参画する態度を養うとともに、情報モラルに関する学習も行い、個人情報保護の重要性をはじめ、ネット社会におけるマナー、著作権、有害サイトの危険性等さまざまなことを指導している。

一方、保護者に対しては、ネットの危険性を訴えるリーフレット等を、近年、幾度となく配付しているほか、各学校も適切な機会をとらえて、口頭や文書で保護者への啓発に当たっている。

今後も携帯電話の持つ利便性と危険性について、機会あるごとに学校に周知徹底を図っていく。

○指定管理者制度について

問 今回の指定管理者の指定にかかる議案提出までの経過を聞きたい。また管理見直し検討会は設置されているのか。

答 指定管理者制度は、平成十五年の地方自治法の改正により公の施設の管理について、多様化する住民ニーズに、より効果的かつ効率的に対応するため、従来の管理委託制度に代わり、民間事業者などの法人や団体にまで管理の門戸を広げるものとして導入された。

本市の公の施設についても、民間の能力を活用することで住民へのサービスの向上、さらには管理経費の削減等を図ることを目的に、十八年度から本格的

道路特定財源に関する意見書を可決

9日に、議員から「道路整備に必要な財源の確保に関する意見書」が市会案として提出され、可決されました。

この意見書は、①道路特定財源の一般財源化に当たっては、地方の意見を聞くとともに、地方の実情に十分配慮し、地方が真に必要な財源を安定的に確保する制度を確立すること、②中部縦貫自動車道の整備を進めるため、国の責任において安定的に財源を確保し、着実に整備を推進すること、などについて国および政府関係機関に求めるものです。

指定管理者の指定に関する決議を可決

定例最終日に、議員から「公の施設の指定管理者の指定に関する決議」が市会案として提出され、可決されました。

この決議は、①指定管理者の指定手続に関する協定の締結においては、年度ごとに指定管理の見直しができることを協定事項に加えること、②公の施設全般について、施設の統合及び廃止並びに民間への譲渡なども含めた検討作業を行い、第6次行政改革大綱等にその具体的な内容を定めること、を求めるものです。

基本的には、基本協定書・

報告や管理経費報告などの実績を精査するとともに、指定管理者の意見も踏まえ、募集要項、施設管理仕様書等の見直しを行い、施設の維持管理に必要な業務内容等を明示した。また候補者の選定に当たっては、各施設の候補者から、それぞれの施設ごとに事業計画・管理運営費の提案をいただき、詳細に精査した。なお、公募を行った道の駅九頭竜については、税理士や利用者代表など第三者も含めた選定委員会での審査を経て候補者を決定した。指定管理者制度が導入され、一斉に指定管理者の指定を行った十八年度においては、事前に庁内に検討委員会を設置し、公募・非公募施設の種類、公募する事業者の資格・範囲、仕様書や提案書などの様式、選定委員会の構成や選考基準、協定書の内容等について、ガイドラインを定め、指定手続きに臨んだ。しかしながら、指定後においては、各施設の設置目的など、それぞれに施設の性格が異なることから、管理運営面の統一したガイドラインを示すことは困難であるため、施設を所管する部局等の責任において課題や問題点の整理を行っている。

報告や管理経費報告などの実績を精査するとともに、指定管理者の意見も踏まえ、募集要項、施設管理仕様書等の見直しを行い、施設の維持管理に必要な業務内容等を明示した。また候補者の選定に当たっては、各施設の候補者から、それぞれの施設ごとに事業計画・管理運営費の提案をいただき、詳細に精査した。なお、公募を行った道の駅九頭竜については、税理士や利用者代表など第三者も含めた選定委員会での審査を経て候補者を決定した。指定管理者制度が導入され、一斉に指定管理者の指定を行った十八年度においては、事前に庁内に検討委員会を設置し、公募・非公募施設の種類、公募する事業者の資格・範囲、仕様書や提案書などの様式、選定委員会の構成や選考基準、協定書の内容等について、ガイドラインを定め、指定手続きに臨んだ。

しかしながら、指定後においては、各施設の設置目的など、それぞれに施設の性格が異なることから、管理運営面の統一したガイドラインを示すことは困難であるため、施設を所管する部局等の責任において課題や問題点の整理を行っている。

年度別協定書に基づき、施設の適正な管理運営に努めているが、とりわけ修繕については、随時指定管理者との協議を行い、状況に応じ対処している。このほか必要に応じて、施設の所管部署と指定管理者との協議を行っており、指定管理料の範囲内で改善できる点については、お互いの合意のもと改善するよう努めている。

このようなことから、現在、全施設を対象とした見直しのための検討委員会や指定管理者としないが、日々の管理業務において指定管理者との連絡を密にしていること、年度末における実績報告書、さらには各施設の所管部署から見た施設運営の評価調査を取りまとめていることなどから、これまでの指定管理について特段の問題はないと判断している。

○精神障害者のグループホーム建設の推進について

問 精神障害者のグループホームの建設推進のための対策を講じるべきではないのか。

答 グループホーム（共同生活援助）・ケアホーム（共同生活介護）は、精神・知的障害者が、地域で自立した日常生活を営む

上で、世話人等から相談や日常生活上の支援等を受けながら、アパートや一戸建て住宅等を利用して共同で生活する場のこと。市内には現在十二カ所ある。国・県では、グループホーム等を行う住居等の改修や増築等に要する費用、借りに伴う敷金や礼金といった経費を助成する制度を設けており、障害者が安心して生活できる居住環境を確保するための整備促進を図っている。

市としても、グループホーム等は、単身生活では不安があるものの支援を受けながら地域の中で暮らしたい方、施設や病院から出て、地域での生活を希望している方には必要な施設であると認識しており、今後も奥越地区障害者自立支援協議会で、関係機関・団体との情報交換を密にし、障害者の意向を把握しながら対策を講じたい。

第359回 1月臨時会
第359回臨時市議会が1月6日に開会され、議案1件を可決しました。

議案の審議結果 1月臨時会			
議案番号	件名	結果	
1	控訴の提起について	原案決	可

○少子化対策について

・妊産婦への経済的支援

問 妊婦健診と産後健診の補助について聞きたい。

答 妊婦健診は、母子保健事業の中で「元気なおおのつ子出産応援」として、第一子・第二子の出産については五回分、第三子以降の出産については十四回分の健診について、一回の健診費用を六千円程度までは市が負担する形で医療機関に委託している。

平成十九年度における受診状況は、第一子・第二子で延べ八百五十五件、第三子以降は延べ五百三十二件である。

国は、今回の追加経済対策の中で妊娠・出産に係る負担の軽減として、すべての妊婦健診について十四回まで無料化するよう公費負担の拡充を打ち出しており、本市においても、国の動向を見ながら第一子・第二子の出産における妊婦健診の補助を十四回に拡充する方向で検討したい。

出産後の母親に対する産後健診について、県内で補助を行っているのは本市以外の一市のみである。本市では、保健師等が新生児訪問時に母親の産後の健

康状態も把握して、自覚症状等の訴えがあれば早めの受診を勧めているが、助成は他市の実施状況等も把握しながら今後の課題としたい。

・乳幼児健診の補助

問 乳幼児健診の補助について聞きたい。

答 現在、生後四カ月および九から十カ月の乳児に対し、一回の健診費用の五千三百五十円までは市が負担する形で医療機関に委託して行っている。

生後一カ月の乳児健診は、出産した病院でほとんどの方が受診されているが、健診にかかる費用は全額自己負担となっている。補助については、県外で出産した場合の乳幼児の一カ月健診に対する助成も含めて、他市の状況等を見ながら検討課題としたい。

・里帰り出産の補助

問 大野に嫁ぎ、実家が県外の方の里帰り出産について、本市と契約していない県外医療機関で健診した場合、領収書の添付により補助できないか。また産婦の健診も対象とできないか。

答 本市に住民登録がある方が、里帰り出産等のために県外の医療機関で妊婦健診を受けた場合、その医療機関が本市と委託契約を結び、健診費用を市が医療機関に支払う方法で実施している。本年度は県外の四医療機関と委

託契約を締結し、妊婦健診を委託している。

また県外の契約していない医療機関で健診した場合、領収書の添付により補助できないか、産婦の健診も対象とできないかについて、現行の委託契約と併せて実施することが可能かどうかも含めて検討したい。

・不妊治療の補助

問 不妊治療費の全額補助はできないか。

答 現在、体外受精や人工授精などの不妊治療にかかった保険適用外の検査費と診療費のうち、県の補助を除いた費用の二分の一を、一人・年度当たり三回、一回につき十万円を限度として助成している。

十八年度は九組が申請し、九十万円を助成し、五人の出産があった。十九年度は十一組が延べ二十三回申請し、総額で百十六万円を助成し、一人の出産があった。本年度は十一月末現在、五組が延べ七回申請し、五十四万円を助成しており、妊娠届が一件出ている。

この助成事業は、十七年度から行っており、これまで助成回数を増やしたり助成期間の制限をなくしたりしてサービス内容の充実を図ってきたが、今後は県内各市の助成の内容を参考にしながら制度の改善を図りたい。

○定額給付金について

・金融危機の市民生活への影響

問 世界金融危機の市民生活への影響をどのように認識しているのか。

答 今回の景気後退局面は、米国に端を発する金融危機が日本の実体経済に影響を及ぼしたものであり、世界中にその影響が波及している。

これまで、本市の景気の動向は、世界や国内都市部の景気にそれほど敏感に左右されないとされてきたが、今回の国際的な不況はあらゆる要素が連鎖し、市内の景気低迷傾向にますます拍車がかかった状況にあると認識している。このような景気の後退が市内の中小企業の経営に大きな影響を及ぼしており、市民生活にも少なからず影響を与えていると肌で感じている。

このような状況を打開するためには、世界各国が国際的に協調し、景気回復への強力な流れを作ることが基本と考えるが、当面の緊急対策として、政府・与党による追加経済対策が早期に講じられることが肝要であると思っている。

・定額給付金への期待

問 定額給付金について、どの

ような期待を持っているのか。また高額所得者に対し所得制限を設けるのか。

答 この事業は、景気後退局面での住民の不安に対処するため生活支援を行うとともに、住民に広く給付することにより地域の経済対策に資することを目的とした施策である。

本市における経済情勢は、例年にも増して厳しい状況にあるものと認識している。定額給付金が市民の生活支援となり地域の経済活性化につながることを期待している。

所得制限については、まず第一に地方自治体はその判断を委ねるのではなく、国の施策として国の責任において決定すべき事項と考えている。

仮に所得制限が設けられた場合には、所得の範囲の明確化、税情報の取得や確認等の課題、返還に係る事務の複雑性など実務的にも困難な問題点が多数ありと認識している。地方自治体に判断を委ねられることになれば、現段階では所得制限を設けることは問題点が多いと考えている。今後、国の方針が決定した段階で最終判断をしたい。



平成十九年度 歳入歳出決算を認定

決算特別委員会から出された要望・意見は次のとおりです。

●公共施設の管理運営について

施設の老朽化による管理経費が年ごとに増えることが予測されるので、日ごろから適切な保守・管理による施設の延命化を図り、指定管理者制度を導入している施設では、維持補修費用の負担区分について、管理者と十分協議されたい。

●各種イベントについて

「越前大野名水マラソン」など全国的にも知名度が高く、非常にPR効果の高いイベントもあるが、一部のイベントでは来場者数が減少するなど衰退傾向のものもあるので、市民ニーズに応じた、そして創意工夫を凝らしたイベントとなるよう実行委員会等を指導されたい。

●組織育成について

地区によっては女性を対象とする組織が十分整備されておらず、組織されていても会員数が少ないため、イベント等を開催する際に不都合が生じていると、声が市民から寄せられているので、既に組織されている女性の会と各地区の代表が協議できるように指導されたい。

青年組織についても、早急に地区組織のネットワーク化など、

組織体制を育成願いたい。

●学校教育について

各小学校における伝統文化継承への取り組みを推奨し、積極的に支援することを期待する。また子供たちの食に対する理解を深めることが大切なので、今後も積極的な取り組みを期待するとともに最も安全で安心な地元農産物等の活用を望む。

●観光振興について

本市の情報を全国に発信する営業マンに市職員はもちろん市民一人一人を育成することや、岐阜県郡上市などとの県域を越えた交流、広域的な出向宣伝も有効な手段のひとつなので積極的に取り組まれたい。

●「越前おおのブランド大使」について

平成二十年三月に清水國明氏をはじめ四人の著名人が大使に就任しているにもかかわらず、残念ながらそのことを知らない市民が一部で見受けられるので、市民との交流の場を設けて周知を図るとともに、市の広告塔として「越前おおのブランド大使」を活用されたい。

●和泉地区について

和泉地区の振興は、本市の重

要課題のひとつであるという認識を持ち、地区民が安定した生活基盤を築くことができるよう和泉支所が先頭に立って、特産品の生産振興や販路拡大など独自の振興策を講じられたい。

●適正な予算執行について

市民・地域が最も望むものは何であるか事前に十分調査・研究を行い、多額の不用額が生じないよう適宜・適切に執行されることを望む。

●また建設工事や備品購入、事務機器リース等の事業を発注する際には、透明性と公平性の確保、そして経費削減のため競争入札を原則として、

正当な根拠がない限りは随意契約を行わないよう注意されたい。

●歳入について

市民の納税意識を高めるため、それぞれの

課税のひとつであるという認識を持ち、地区民が安定した生活基盤を築くことができるよう和泉支所が先頭に立って、特産品の生産振興や販路拡大など独自の振興策を講じられたい。

ように課税され、どのように活用されているのかなどを十分に周知されたい。

また納期限内に納めることができない人には、個々の事情に配慮した適切な対応となるよう十分配慮するとともに、全く納付する意思がない悪質な市税滞納者に対しては、厳格に対応されたい。

●来年度当初予算について

平成二十一年度は、一般会計における市債の元利償還額がピークを迎え、厳しい財政状況が続くことが予測されるが、二十一年度当初予算は、「越前おおの元氣プラン」に基づいた施策・事業が盛り込まれた、最小の経費で最大の効果が発揮できる予算となることを強く要望する。

平成19年度 大野市各会計決算総括表

会計区分	予算現在額	歳入決算額	歳出決算額	差引残額
一般会計	160億6,636万円	160億1,637万円	153億6,284万円	6億5,353万円
特別会計	146億6,944万円	141億3,817万円	137億6,142万円	3億7,675万円
国民健康保険事業特別会計	37億9,510万円	39億2,963万円	37億 943万円	2億2,020万円
老人保健特別会計	48億8,297万円	46億2,943万円	46億2,206万円	737万円
簡易水道事業特別会計	1億4,084万円	1億3,473万円	1億1,490万円	1,983万円
農業集落排水事業特別会計	12億6,397万円	11億8,542万円	11億5,439万円	3,103万円
下水道事業特別会計	15億3,526万円	12億3,919万円	12億2,519万円	1,400万円
介護保険事業特別会計(保険事業勘定)	29億2,584万円	28億9,638万円	28億1,286万円	8,352万円
介護保険事業特別会計(介護サービス事業勘定)	1,039万円	1,028万円	948万円	80万円
和泉診療所事業特別会計	1億1,507万円	1億1,311万円	1億1,311万円	0万円
合計	307億3,580万円	301億5,454万円	291億2,426万円	10億3,028万円
会計区分	予定額(消費税含む)	水道事業収益(消費税含まず)	水道事業費用(消費税含まず)	差引残額
水道事業会計(収益費用)	1億2,658万円	1億1,930万円	1億1,930万円	0万円

委員会報告

各委員会における協議事項・意見・要望等の趣旨について、それぞれの委員長からの報告は次のとおりです。

●産経建設常任委員会

○結ステーションおよび西部アクセス道路について
結ステーションに建設が予定されている廊下式物品販売所や多目的広場などは、市内商店街、本市産業の活性化に寄与するものに、また観光客や市民に利用されやすいものになるよう、物品販売所の運営方法や広場の利用条件等について、十分検討するよう求めた。

○西部アクセス道路については、市道六間線が全線供用開始されるまでに、学童通学路の歩道設置等の安全対策が必ず施されるよう県へ強く要望されたい。

○雇用対策について

アメリカに端を発した世界的な景気・経済活動の後退により、本市の企業等も大変厳しい経営を強いられている。

市外からの新規企業誘致は見込めない状況の中、疲弊した地元企業が今後も継続して経営が続けられるよう、本市独自の支援策の検討を求めた。

●民生環境常任委員会

○福井社会保険病院について
国等への存続の働き掛けにおいては、主たる利用者が住む本市・勝山市のみならず、県を加えた三者の連携が欠かせないので、互いに連携して進めるよう強く求めた。

○特定健康診査等について
特定健康診査を土曜・日曜にも実施し、保健指導においても対象者の諸事情に配慮することの理事者の努力を評価することにも、来年度目標値や計画の最終目標となる平成二十四年度までのメタボリック症候群の減少率をクリアできるように、引き続き鋭意努力されることを望む。

○住民基本台帳カードについて
公的な身分証明書としてや電子申請による行政手続きの本人確認の利用等、カードのメリットや取得方法について、あらゆる広報手段を講じて十分な周知を行い普及に努めるよう望む。

●総務文教常任委員会

○スポーツ振興について
スポーツに親しむ市民の数を増やすことが最良の振興策と考えられ、また市民の健康増進につながることから、今後とも市内でのスポーツ大会の開催や各種スポーツ大会への出場を積極的に奨励・助成されたい。

○火災予防等について
市民の生命・財産を守るためには、火災を起こさないことは当然だが、万が一発生した場合、被害を最小限で食い止めるのに火災警報器は有効な手段であるので、火災予防の啓発と火災警報器の普及を推進されたい。

○奥越養護学校について
児童生徒や保護者等の負担を軽減するため一日も早く建設されるよう、県教育委員会に積極的に働き掛けられたい。

●中部縦貫自動車道・国道一五八号整備促進特別委員会

国は、年内にも中期計画を策定すると発表しており、十二月十五・十六日の要望により真に必要な道路と受け止められ、国に課せられた責務が政局にふりまわされることなく着実に果たされるものと期待している。

新たな道路中期計画案で

議会日誌

◆10月

27日 議会運営委員会、小浜市行政視察来訪
28日 広域行政圏市議会協議会理事会(東京都)

◆11月

10日 県下市町議会議員合同研修会(福井市)
11日 男女共同参画ネットワーク議員と語る会
12日 議会等改革特別委員会
12日～16日 中国経済視察団(中国遼陽市ほか)
18日～19日 中部縦貫自動車道・国道158号整備促進特別委員会行政視察(岐阜県白川村・高山市)
19日～20日 県市議会議長会中央要望(東京都)
20日 決算特別委員会
21日 県後期高齢者医療広域連合議会(福井市)
25日 全国過疎地域自立促進連盟理事会・同期総会・総決起大会(東京都)
26日 会派代表者会議、議会運営委員会、石川県小松市行政視察来訪
27日～28日 国会対策委員会・地方税財政対策実行運動、県北陸新幹線整備実現決起大会(東京都)

◆12月

1日～17日 第358回定例市議会
15日～16日 中部縦貫自動車道要望活動(東京都)
22日～24日 大野・勝山地区広域行政事務組合議会(勝山市)
25日 栃木県鹿沼市行政視察来訪
26日 会派代表者会議、議会運営委員会、議員全員協議会

◆1月

6日 第359回臨時市議会
14日 宮崎県日南市行政視察来訪
15日～16日 議会運営委員会行政視察(静岡県沼津市・三島市)
21日 地方分権・道州制調査特別委員会(東京都)
23日 議会等改革特別委員会

●議会等改革特別委員会

は①今後の選択と集中の基本的な方向性を示す計画にする②計画期間を五年として、社会資本整備重点計画との一体化を図る③地域のニーズを勘案した地方版計画をまとめる④徹底したコスト削減と無駄の排除に取り組み、以上四つの柱で本年度内に具体的な内容を定めるとしており、計画が具体化される年度末に向けてさらなる要望活動の展開に努めたい。

議会として課せられた役割を最大限に発揮し、地方分権時代にふさわしい自主的で効率的・具体的な改革方策を策定することで論議を行い、議員が市政全般をより深く認識することを目的とした予算に関する説明会、

定例会開催月を除く月に議員相互の連携などを図る議員全員協議会を開催する等五項目について、十一月に中間報告をした。本定例会では、議員に対する反問権の付与、議会の監視機能やチェック機能の強化に関する方策の論議を行い、併せて行政改革に関しても、行政診断テストを行った上で行政サービス現場業務の民間委託について意見を交換した。

いずれも最終的な意見集約、結論までに至らず、今後、先進事例等の内容を精査することとし、特に、行政改革に関しては、行政診断の分析内容を詳細に確認すること、併せて行政サービスが維持された中で、低コスト化された公共施設管理の実践事例の調査を実施することとなった。